

使用済家電の保管・処分を行う 事業者に対する規制が始まりました！

(規制の概要)

- 廃棄物処理法^{※1}の改正（平成30年4月1日施行）により、これまで規制対象外であった特定の使用済家電（有害使用済機器[※]）の保管又は処分を業として行おうとする者が、規制の対象となりました。 ※1：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

- 規制対象者は、県への届出が必要です。

- 有害使用済機器の保管、処分に当たっては、新たな基準^{※2}が定められています。

※2：別添「有害使用済機器を保管又は処分する事業者のみなさまへ」の保管・処分の基準をご確認ください。

※（有害使用済機器）

有価物であり、かつ、不適正な保管、処分が行われた場合に、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

- ・家電リサイクル法の対象4品目（エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機。業務用を除く。）
- ・小型家電リサイクル法の対象28品目（携帯電話端末、パソコン、デジカメ等。業務用を除く。）

(規制の開始)

平成30年4月1日（届出猶予：平成30年10月1日まで）

(相談窓口・届出先)

<静岡県内>

管轄健康福祉センター 担当課	所在地	電話番号	管轄地域
賀茂健康福祉センター 環境課	〒415-0016 下田市中 531-1	(0558) 24-2053	下田市・東伊豆町・河津町・南伊豆町・松崎町・西伊豆町
東部健康福祉センター 廃棄物課	〒410-8543 沼津市高島本町 1-3	(055) 920-2106	熱海市・伊東市・沼津市・三島市・裾野市・伊豆市・伊豆の国市・清水町・長泉町・函南町・御殿場市・小山町・富士市・富士宮市
中部健康福祉センター 環境課	〒426-8664 藤枝市瀬戸新屋 362-1	(054) 644-9288	焼津市・藤枝市・島田市・牧之原市・川根本町・吉田町
西部健康福祉センター 環境課	〒438-8622 磐田市見付 3599-4	(0538) 37-2248	掛川市・御前崎市・菊川市・磐田市・袋井市・森町・湖西市

<参考> 静岡市及び浜松市の場合

政令市名 担当課	所在地	電話番号	管轄地域
静岡市 廃棄物対策課	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1	(054) 221-1363	静岡市
浜松市 産業廃棄物課	〒432-8023 浜松市中区鴨江3丁目 1-10	(053) 453-6110	浜松市